官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務三六）　一
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同三七）　六
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三八）　九

省令

○**財務省令第三十六号**

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「更正請求書」の下に「（更正」を、「第三十七号の二まで」の下に「、第三十九号」を、「、更正請求書」の下に「、更正」を加える。

第三十二条第二項及び第三十四条第二項中「別表六(二十五)」を「別表六(二十九)」に改める。

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「別表六(二十四)から別表六の二(二十付表まで、別表七(一)」を「別表六(二十八)から別表六の二(二十四付表まで」に、「別表七の二付表四」を「別表七の二付表五」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表六(二十五)」を「別表六(二十九)」に改める。